

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法に基づく医師の指定</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更（2件）</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）</li> </ul> <p>○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生</li> <li>・畜舎建築利用計画の認定</li> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査の成果の認証</li> <li>・落札者等</li> <li>・奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について</li> <li>・肥料登録の有効期間の更新</li> <li>・土地改良区の役員の就退任</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可</li> <li>・土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定</li> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>障 害 福 祉 課</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>畜 産 課</p> <p>警察本部会計課</p> <p>土 地 対 策 室</p> <p>医 療 政 策 課</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>農業イノベーション推進室</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>警察本部会計課</p>
--	--

## 告 示

### 長崎県告示第382号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

番号	医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	大上 泰生	循環器内科	公立小浜温泉病院	雲仙市小浜町マリーナ3番地2	令和8年6月1日
2	横山 貴士	内科	社会医療法人三校会 宮崎病院	諫早市久山町1575-1	令和8年6月1日

3	川口 雄太	外科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和8年6月1日
4	朝野 寛視	呼吸器内科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和8年6月1日
5	有森 諒太郎	小児科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和8年6月1日
6	白濱 功德	外科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和8年6月1日
7	信國 里沙	形成外科	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2丁目1001-1	令和8年6月1日

**長崎県告示第383号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
大坪メンタルクリニック	長崎市万屋町6-15サンマネキビル2階	令和8年4月1日

**長崎県告示第384号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ニック調剤薬局下本山店	佐世保市下本山町1230番	令和8年5月1日
さくら薬局長崎大浜店	長崎市大浜町1546番地6	令和8年5月1日

**長崎県告示第385号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションNineれおはうす	東彼杵郡川棚町下組郷365-1	令和8年4月1日
訪問看護ステーションやわら	西彼杵郡長与町高田郷2155-1-3 F	令和8年4月1日
訪問看護ステーションunity	大村市古町2丁目1595番地 メゾンド古町A101	令和8年5月1日

訪問看護ステーションあすなろキッズ	長崎市新戸町1丁目7番18号	令和8年5月1日
-------------------	----------------	----------

**長崎県告示第386号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	山の手クリニック	変更なし	令和8年3月25日
旧	医療法人山の手クリニック	長崎市新地町12番8号 理研ビル4階	

**長崎県告示第387号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	諫早市高天町2613-11	令和8年3月16日
旧	むつごろう薬局	諫早市白浜町2612-11	

**長崎県告示第388号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

	指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
	かなでクリニック	佐世保市下京町7番18号	令和8年5月1日

**長崎県告示第389号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

	指定医療機関の名称	所在地	更新年月日

ココカラファイン薬局銅座町店	長崎市銅座町3-12 1F	令和8年5月1日
新生堂薬局 重工記念長崎病院前店	長崎市大谷町1番1号	令和8年5月1日
セレケア薬局 吉岡支店	佐世保市吉岡町1745-2	令和8年5月1日
きらら薬局	大村市富の原2丁目249-2	令和8年5月1日
ライン薬局	長崎市花園町1番16号	令和8年5月1日
朱雀薬局	長崎市滑石3丁目19番21号	令和8年5月1日
有限会社 正和薬局	長崎市油木町8番53号	令和8年5月1日
うおのめ薬局	南松浦郡新上五島町榎津郷215	令和8年5月1日

**長崎県告示第390号**

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和8年5月13日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表（第3条関係） (1)～(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金		別表（第3条関係） (1)～(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金	
項目	内容	項目	内容
略		略	
融資限度額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、法第2条第5項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で1億円、 <u>同条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。なお、融資対象(3)において、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等に係るものは、他の特別の事由による融資残高とは別に1億円（同条第5項第5号の規定により市町長の認定を受けた場合も同様に別に1億円とする。）とする。</u>	融資限度額	融資対象(1)及び(2)は融資対象毎に3,000万円、融資対象(3)は1億円。 ただし、融資対象(1)については、債権額を限度とし、融資対象(3)については、法第2条第5項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で1億円、 <u>法第2条第6項の規定により市町長の認定を受けている場合は、別枠で2億8千万円を限度とする。</u>
略		略	
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 （融資額に対する年率）	保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 （融資額に対する年率）

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%

ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率0.05%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0%とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年9月17日以降の貸付については、市町が利子補給（年率0.4%以上に限る）を行う場合には年率0%とする。

略

(4) 略

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%

ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率0.05%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0%とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年9月17日以降の貸付については、市町が利子補給（年率0.4%以上に限る）を行う場合には年率0%とする。

また、融資対象(3)において緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）等国からの保証料補助がある既保証を含む資金を借り換える場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。

（融資額に対する年率）

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%

ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。

なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。

略

(4) 略

### 長崎県告示第391号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

加入区

小佐々町加入区

### 長崎県告示第392号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

1. 認定計画実施者の氏名  
金納産業株式会社 代表取締役 江中 竹彦
2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日  
8畜第122号  
令和8年6月2日
3. 認定に係る畜舎等の工事施工地  
長崎県島原市立野町丙1896-24

## 4. 認定に係る畜舎等の種類

飼養施設（鶏舎） 2棟  
発酵槽等を制御するための施設  
堆肥舎に付随する畜産業用倉庫  
発酵槽等

## 長崎県告示第393号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

## 1 調達する物品の種類

交通総合管理システムの賃貸借及び保守

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和8年6月30日17時00分までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

## 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

## 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

## 7 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年9月30日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和10年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

## 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

## (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

## 公 告

---

### 地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐世保市	R3年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 佐世保市 稲荷第一藤原	令和8年6月1日
五島市	R元年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 小泊第四	令和8年6月1日
島原市	R5年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第10・霊丘第4・森岳第1 (一部)	令和8年6月1日
対馬市	R5年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 佐志賀第1	令和8年6月1日
対馬市	R6年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 飼所第3	令和8年6月1日
対馬市	R6年度から R7年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 比田勝第3	令和8年6月1日

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

## 1 落札者等に係る業務内容

- (1) 業務番号 8医政第3号
- (2) 業務名 長崎県ドクターヘリ運航業務委託
- (3) 業務概要

長崎県が実施する救急医療に必要な機器及び医薬品等を装備したヘリコプターの運航業務等

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県福祉保健部医療政策課地域医療班  
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号  
電話 095-895-2461

## 3 落札決定日

令和8年5月29日

## 4 落札者の氏名及び住所

西日本空輸株式会社 代表取締役 櫻木 雅仁  
福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-47

## 5 落札金額

3,420,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 一般競争入札実施の公告を行った日

令和8年4月10日

## 8 落札方式

総合評価落札方式

**奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の認定について（公告）**

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第43条第1項の規定に基づ

き、下記のとおり奈良尾漁港に係る実施計画を認定したので、同法第43条第3項の規定に基づき公表する。  
令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

- 1 認定を受けた者の名称  
奈良尾漁港賑わい創出協議会
- 2 認定計画の概要
  - (1) 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
    - ①内容
      - ア プレジャーボート受入・案内拠点の整備・運営
      - イ 滞留の核となる横町の整備・運営
      - ウ 地場水産物の消費拡大のための加工販売施設の整備・運営
    - ②実施期間  
令和8年から令和37年まで
  - (2) 貸付けを受けようとする漁港施設及びその期間
    - ①漁港施設  
漁港環境整備施設用地、加工場用地、野積場用地
    - ②期間  
令和8年から令和37年まで
  - (3) 活用事業施設の種類の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名	活用事業施設の種類の種類	活用事業施設の規模
ヨット受入窓口、横丁、休憩施設（東屋）	附帯事業施設	270平方メートル
水産物加工販売施設	附帯事業施設	75平方メートル

- (4) 漁港水面施設運営権の設定に関する事項  
該当なし
- (5) 漁港施設又は漁港の区域内の水域（漁港水面施設運営権の水域を含む。）若しくは公共空地为原状に回復するための措置の内容  
漁港施設については、認定計画実施者の責任と負担により、事業実施前の状態へ原状回復することを原則とし、整備した施設・構造物については、適切な方法により解体・撤去する。これは、事業期間満了時のほか、不測の事態により事業を中止することとなった場合も同様である。
- 3 実施計画の縦覧の結果
  - (1) 縦覧期間及び縦覧場所
    - ①縦覧期間 令和8年4月24日から令和8年5月8日まで
    - ②縦覧場所 長崎県水産部漁港漁場課及び長崎県公式ウェブサイト
  - (2) 意見書の処理の経過  
意見書の提出なし
- 4 認定の理由  
実施計画が法第43条第1項各号のいずれにも適合するものであると認められるため。

**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥	蒸製骨粉	大元蒸製骨	窒素全量	佐賀県佐賀市巨勢町東	大日興産株式会社	平成20年	令和8年

第645号		粉-C	3.0% りん酸全量 20.0%	西276番地3	代表取締役 大倉 悦子	5月22日	5月22日 から 令和14年 5月21日
-------	--	-----	------------------------	---------	----------------	-------	-------------------------------

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、湯江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
前 田 俊 明	諫早市高来町三部壺430-1	赤 司 義 博	諫早市高来町東平原31
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
三 根 常 男	諫早市高来町東平原40	前 田 俊 明	諫早市高来町三部壺430-1

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年3月29日総会議決）を認可した。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 湯江土地改良区  
認可年月日 令和8年6月3日

**土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、雲仙市土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 変更後の土地改良事業計画書（雲仙市土地改良区維持管理計画書）の写し
  - (2) 変更定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年6月12日から令和8年7月2日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：雲仙市役所 農林水産部農漁村整備課  
土日祝日：雲仙市役所 当直室

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

長崎県知事 平田 研

## 1 一般競争入札に付する事項

交通総合管理システムの賃貸借及び保守

## (1) 借入物品及び数量

交通総合管理システム 1式 ※詳細は入札説明書による

## (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

## (4) 納入場所及び条件

長崎県警察本部交通部交通指導課及び警務部会計課

※詳細は入札説明書による。

## (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙「交通総合管理システム仕様適合確認審査申請書」及び「機能等証明書」を作成し、令和8年6月24日17時00分までに5(2)の部局へ提出しなければならない。また、5(2)の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能等証明書は5(2)の部局において審査を行い「交通総合管理システム仕様適合確認審査結果通知書」により審査結果を通知するものとし、審査の結果、承認された者が入札に参加できるものとする。

## 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和8年6月30日（火）17時00分

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(1) (住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(名称) 長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）

- (電話) 095-820-0110 内線2231
- (2) (住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
(名称) 長崎県警察本部 交通部交通企画課(統計分析係)  
(電話) 095-820-0110 内線5023~5025
- 6 契約条項を示す場所  
5(1)の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(期 間) この公告の日から令和8年6月24日(水)までの間(県の休日を除く。)  
(場 所) 5(1)の部局とする。  
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 8 入札参加申請書等の提出場所、提出期日及び提出方法  
入札参加希望者は、必ず次のア・イ・ウの書類を提出すること。なお期日までに提出しない者については、入札に参加できない。  
ア 入札参加申請書(長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)  
イ 資格審査結果通知書(写)  
※ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づく審査結果として県から発行された資格審査結果通知書の写し  
ウ 交通総合管理システム仕様適合確認審査結果通知書(写)  
(提出場所) 5(1)の部局とする。  
(提出期日) 令和8年7月16日17時00分  
(提出方法) 持参、郵送又はFAXとする。
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県警察本部3階入札室  
(期日) 令和8年7月22日(水)13時30分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5(1)の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等  
(受領期限) 令和8年7月21日(火)17時00分必着  
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)  
(その他) 郵送による場合は書留郵便等により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
免除する。  
(2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- 13 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(11)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加条件を満たさない者が入札したとき。
- (3) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (4) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (11) サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないとき。
- (12) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (13) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (14) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (15) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (16) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (17) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Traffic comprehensive management system equipment lset
- (2) lease period:  
January 1, 2027 through December 31, 2031
- (3) Installation Location:  
Nagasaki Prefectural Police Headquarters,  
Traffic Department, Traffic Enforcement Division and  
Police Administration Department, Finance Division

- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):  
5:00 p.m. July 21, 2026
- (5) Date and time for the opening of tender:  
1:30 p.m. July 22, 2026
- (6) Point of Contact:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext. 2231

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
(八九五)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト